

工事請負契約に係る指名基準の運用基準の制定について（一部抜粋）

制 定 平成 5 年 7 月 1 日 5 経契第 6 9 8 号

最終改正 平成 1 7 年 3 月 1 8 日 1 7 財契第 9 6 4 号

（別 紙）

工事請負契約に係る指名基準の運用基準

指名基準の留意事項	
一 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号。以下「指名停止の措置要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 指名停止の措置要領に定める水系関連区域（以下「水系関連区域」という。）において、機構発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
二 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更正手続きの開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>
三 工事成績	<p>(1) 請負工事成績評定要領（昭和 58 年 8 月 31 日付け水公達昭和 58 年第 8 号）に基づき評定する工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去 2 年連続して 65 点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去 2 年連続して 80 点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>

四 当該工事 に対する地 理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
五 手持ち工 事の状況	当該地域における工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

六 当該工事 施工につい ての技術的 適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 公募型指名競争入札方式の場合においては、配置予定の技術者及び当該工事の施工計画等が適正であること。</p>
七 安全管理 の状況	<p>(1) 指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 水系関連区域における機構発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 水系関連区域における機構発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
八 労働福祉 の状況	<p>(1) 賃金不払に関する労働省からの通報が建設省を經由して機構に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 水系関連区域における機構発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>

(注) 一、二、三、七及び八に係る事項については、原則として過去2年間の状況を勘案し、判断するものとするが、必要があると認めるときは、それ以前の状況等も勘案することができるものとする。